

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月
 【主管課・室】 地球環境局総務課
 地球環境局環境保全対策課
 地球環境局研究調査室
 【評価責任者】 総務課長 盛山 正仁
 環境保全対策課長 荒井 真一
 研究調査室長 高橋 康夫

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 9 - (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保
施策の概要	<p>国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮する（主導的役割を果たす）ことを目指し、国際的寄与・参加のための体制の充実強化を図るとともに、国際的な枠組み作りや世論形成を行う。</p> <p>また、貿易や投資の自由化（グローバリゼーション）と環境保全に関し相互支持性を強化するための取組を展開する。</p> <p>世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、国際的枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に向けて貢献する。</p> <p>アジア太平洋地域において、地球環境研究を推進し、科学的能力の向上を図るとともに、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションを開発・提供する。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等の国際的な機関を支援することにより、我が国の国際的な貢献を行う。</p>
予算額	1,878,139 千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。
達成状況	<p>国連、OECD（経済協力開発機構）、エコアジア（アジア太平洋環境会議）、G8等の各種の枠組みによる国際会議等への積極的参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進に寄与した。また、二国間の政策対話などを通じて、環境保全に対する一定の共通認識の形成を図った。</p>

	<p>森林の保全及び砂漠化対策については、学識経験者等の知見を活用して、対策手法について調査・検討を行い、その成果を踏まえ国際会議等での議論に積極的に貢献した。</p> <p>南極の保全については、南極環境保護議定書及び南極環境保護法の着実な施行を図った。また、南極条約協議国会議で決定した環境保全に係る規制強化に対応し、新たな南極特別保護地区の設定等を行うため、南極環境保護法施行規則を改正し、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進した。</p> <p>ヨハネスブルグサミットにおけるタイプ2イニシアティブの一つである、「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム (CAPABLE)」及び「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト (APEIS)」を推進し、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、途上国の科学的能力の向上に対して貢献した。</p>
--	--

下位目標1	貿易と環境の相互支持性を強化する。
達成状況	<p>平成16年度は、15年度に取りまとめた貿易自由化の環境影響評価に関する考え方に基づき、日タイ、日マレーシアの経済連携協定を例に、貿易自由化の環境影響評価についてのケーススタディを行った。また、韓国と共催で自由貿易協定/経済連携協定の環境影響評価手法に関する専門家セミナーを開催した。これらの取組を踏まえ、貿易自由化の環境影響評価に関する考え方の見直し点を検討した。</p>

下位目標2	<p>持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。</p>
達成状況	<p>関係省庁と連携の下、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ等における森林保全に係る議論に積極的に参加した。</p> <p>国連森林フォーラムにおける森林に関する国際的枠組みについての議論に貢献するため、多国間環境条約の構造分析や、生物多様性条約における森林に関する議論の分析等を行った。</p> <p>違法伐採問題について、海外の先進木材輸入国の取組状況等の調査を行った。</p>

下位目標3	<p>人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策等について調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。</p>
-------	--

達成状況	<p>北東アジアを対象に、統合的生態系管理を通じた砂漠化対策のパイロットスタディ等について検討したほか、砂漠化対処条約科学技術委員会の下に設置されている専門家グループにこれまでの検討結果を提出した。</p> <p>伝統的知識が生きている砂漠化対処のための在来技術・簡易技術について、他地域への移転手法及びその活用方法等を検討した。</p>
------	---

下位目標4	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。				
指標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	-
南極環境保護法に基づく手続き率（％）	59.6	83.2	集計中		100
達成状況	<p>南極地域における活動に必要な確認制度及び届出制度の運用を通じて、議定書及び南極環境保護法の着実な施行を図った。</p> <p>南極の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進するために南極条約協議国会議で決定した環境保護に係る規制強化に対応し、新たな南極特別保護地区の設定等を行うため、南極環境保護法施行規則を改正するとともに、環境上の緊急事態の対応措置に係る責任附属書（以下「責任附属書」という。）の作成交渉に対する対処方針を検討する等、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進した。また、ホームページ等を通じて、環境保全に関する普及啓発推進を実施した。</p> <p>平成14年度に比して手続き率は増加しており、普及啓発等により一定の目標達成へ向けた効果があったものと考えられる。</p>				

下位目標5	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。				
達成状況	<p>APNを支援することにより、アジア太平洋地域における地球環境研究を推進した。ヨハネスブルグサミットにおけるタイプ2イニシアティブの一つである、「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム（CAPaBLE）」では、気候変動に関する科学的な能力向上プロジェクト8課題、有力研究者による国際共同研究プロジェクト2課題が実施され、途上国の地球温暖化に関する科学的な能力の開発を着実に推進した。</p>				

下位目標6	アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。
達成状況	APEISを推進し、アジア太平洋地域において、統合環境モニタリングネットワークの拡大・充実、環境 - 経済統合モデルの開発・適用、革新的な環境戦略オプションの作成等を行った。さらに平成16年6月に開催された第12回エコアジアにおいて、APEISのこれまでの成果を政策決定者に発信し出席者から高い評価を受けるとともに、平成17年度からAPFED-（アジア太平洋環境開発フォーラム第2ステージ）の下で第2フェーズを開始することが合意された。

下位目標7	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。
達成状況	我が国が支援しているIPCCインベントリタスクフォースの技術支援組織において、森林等の温室効果ガス吸収量の良好手法指針に即し、2006年のIPCCガイドラインの策定に向けた作業が進められた。また、IGESでは第3期戦略（平成16～18年度）が開始され、戦略研究の充実を図るとともに国際機関化を目指し、国際的な研究機関、研究者とのパートナーシップの形成に向けた取組が進められている。

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>ヨハネスブルグサミットにおいても確認されたように、地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要になっている。その中で先進国である日本が、国際的な枠組みの中で積極的な貢献をしていく必要がある。</p> <p>環境と貿易に関連しては、WTO（世界貿易機関）や経済連携協定の締結を通じた貿易自由化が進んでおり、その相互支持性の強化に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動により土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要性は高い。</p>
----	---

南極地域は、高い環境上の価値があると国際的に認められており、南極地域観測活動や南極観光旅行への日本人の参加等、南極地域と深い関わりを持つ我が国としては、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に施行し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。APNに対する支援や、APEISの推進により、科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発・提供を行うことについては、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、我が国が主体的に取り組む必要がある。また、IPCC、IGESのような国際的に高く評価されている機関を支援することは、国際的な貢献と連携の確保という観点から、また、我が国の顔の見える貢献として、積極的に推進する必要がある。

【有効性】(達成された効果等)

自由貿易協定 / 経済連携協定の環境影響評価手法に関する専門家セミナーに対して、北東アジア地域を中心とした各国及び国際機関からの参加を得るなど、貿易と環境の相互支持性を高めるための国際的連携の発展に寄与した。

国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップへの参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。

北東アジアにおける総合的な砂漠化対策を検討したほか、砂漠化対処条約科学技術委員会の下に設置されている専門家グループにこれまでの検討結果を提出し、同条約に貢献した。

国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等へ積極的に関与するなどにより南極地域の環境保全が適切に行われた。

APNの活動の一環であるCAPaBLEは、アジア太平洋地域における地球温暖化に関する科学的能力の向上に大きく貢献する。APEISが開発・提供する科学的ツールや政策オプションは、アジア太平洋地域各国の政策形成・実施に活用することが期待される。また、2007年に公表予定のIPCC第4次評価報告書を始め、IPCC、IGES等による成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での重要な科学的基礎を構築した。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

WTOドーハ開発アジェンダの下での交渉や経済連携協定締結に向けた交渉が現在進められているため、交渉の早期の段階から環境保全の視点を取り込んでいくことが不可欠であり、貿易と環境に関する事業の成果をこうした実際の交渉に活用していくことは極めて効果的である。

世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。

南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、人類の共通財産である。この貴重な地域を各国の参加した枠組みの下で協調して保全していくことが最も効率的な対策である。

政策決定プロセスに科学的知見を活用するため、既存のネットワークであるAPNや、APEISの成果のインプットを行うエコアジア等の政策対話の枠組みを活用することから、少ないコストで高い効果が見込まれる。また、IPCC、IGESの成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での科学的基礎として、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。

< 目標に対する総合的な評価 >

地球環境保全に関して、国連、OECD、エコアジア、G8等の各種の枠組みによる国際会議等で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。

森林の保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等の分野についても、国際的な環境政策の推進に寄与した。

APNの活動支援、APEISの推進により、アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果が得られており、目標達成に向け進展があった。

今後の課題

ヨハネスブルグサミットのフォローアップとして、グローバル化と環境に係る具体的な政策を開発、実施し、パートナーシップを構築していくことが必要である。

海外広報を質、量ともに充実させ、我が国の持続可能な開発に向けた取組の状況を、海外に向けて積極的にかつ継続的に発信していくことが必要である。

パートナーシップによる持続可能な開発への取組を推進していくことが必要である。

森林の保全については、2005年に開催される国連森林フォーラム第5回会合において国際的な法的枠組みに関し議論がなされるが、この結果を踏まえつつ、特に環境面から「持続可能な森林経営」について検討していく必要がある。また、違法伐採対策について、木材輸入国側の観点からグリーン調達等の取組の可能性を検討していくことが必要である。

砂漠化対策については、引き続き砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組を進めていくことが必要である。また、2006年が国連において国際砂漠・砂漠化年に定められていることもあり、国民に対する普及啓発にも努めていくことが必要である。

南極地域の環境保全については、議定書の施行及び南極条約協議国会議で決定した南極環境保護の取組を更に推進するために、観測活動や観光活動が南極地域の環境に与える影響を記載したモニタリング技術指針を作成するとともに、責任附属書の採択に向けた交渉を、国内担保の実行可能性に留意し、進めていく必要がある。また、確認や届出の徹底を中心とした普及啓発を推進することが必要である。

APNの活動については、アジア太平洋地域各国の政策ニーズや地球観測サミットのプロセスを踏まえ、地球温暖化研究や地球観測に関する能力向上を重点的に推進していく必要がある。APEISについては、エコアジアの結果を踏まえ、APFED- と連携しながら、第2フェーズ（APEIS- ）を展開していく。また、持続可能な開発に向けて、IGESの活動を積極的に展開し、成果を十分に発信していく必要がある。

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>グローバル化と環境に関し、これまでの貿易と環境に係る事業を拡大発展させることが必要である。</p> <p>海外広報について、適時に的確な情報を継続して提供できる体制を確立するとともに、提供する情報の質、量を共に向上させることが必要である。</p> <p>アジア太平洋地域各国の政策ニーズや、地球観測サミットのプロセスを踏まえ、APNをアジア太平洋地域の地球観測に関する能力開発ネットワークとして展開するとともに、APEISの統合環境モニタリングネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p>南極地域の環境の保護に関しては、環境保護モニタリングの体制を確立することが課題であり、モニタリング実施のための技術指針を検討、作成する必要がある。</p>

特記事項

平成15年度実施の事後評価で下位目標6の指標・目標値として設定していた、「プロジェクト成果の政策形成への活用国数」を平成16年度実施の事後評価において削除した。これは、当該プロジェクトについて研究成果の各国施策への活用状況を定量的に検証することは困難であったため、平成16年度に実施した事後評価以降は本指標を設定せずに評価を行うこととしたものである。

南極地域観光旅行に関する知見が国際的に集積し、国際南極旅行業協会より日本人観光者数全体の推定数に関する統計を毎年入手できることとなった。そのため、当該推定数の、南極環境保護法に基づく確認・届出手続きに基づき把握される南極入域者数に対する割合（手続き率）を、下位目標4の指標として設定することとした。

【別紙】

事務事業シート

施策名	I 9 (1)地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア.地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保 (下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連持続可能な開発委員会(CSD)第12回会合(2004年4月)への積極的な参画。 ・第5回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会合(2005年3月)、ASEAN+3環境大臣会合等への積極的な参画。・UNEP(国連環境計画)の活動について、管理理事会(2005年2月)等の場における積極的な参画。 ・OECDの活動への積極的な参画。 ・米国、ロシア、ドイツ、EU、英国、カナダ、オーストラリア等の各国との環境分野に関する政策対話。 ・第12回アジア太平洋環境会議(エコアジア)を開催し、ヨハネスブルグサミットの成果を受けた地域の取組等についての閣僚級の政策対話を実施。 ・マルチステークホルダー(複数の利害関係者)で構成されるJCSD(持続可能な開発のた 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等派遣等経費 (168百万円) ・経済協力開発機構拠出金 (33百万円) ・ヨハネスブルグサミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費 (39百万円)

	<p>めの日本評議会)等を通じての、パートナーシップによる持続可能な開発への取組の支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国政府の環境保全施策の情報の収集、及び日本の経験についての発信。 ・WTOやOECD、二国間経済連携協定の会合への参加。 ・貿易自由化の環境影響評価に関する考え方を踏まえた、日タイ及び日マレーシアEPAを対象としたケーススタディの実施や、専門家セミナーの開催。 	
(下位目標2)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全に関する国際的な課題に取り組むために必要な調査・検討等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯林等森林保全対策調査経費 (20百万円)
(下位目標3)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂漠化対策に関する国際会議等での提言のために必要な調査・検討等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂漠化防止対策調査経費 (20百万円)
(下位目標4)	<ul style="list-style-type: none"> ・南極環境保護議定書及び国内担保法の着実な施行、及び環境損害責任附属書の作成への方針策定の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南極地域の環境の保護に関する法律
イ．調査研究、監視・観測等に係る国際的な貢献と連携の確保 (下位目標5)	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の活動を支援することにより、アジア太平洋地域における地球環境研究を推進し、途上国の科学的能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測推進費 (155百万円)
(下位目標6)	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地域の各国共同により、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費 (300百万円)

	ト (APEIS) を推進 (衛星等を活用した統合的環境モニタリング、 環境 - 経済統合モデルによる分析・評価、革新的な環境戦略オプションの開発・提供)	
(下位目標7)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に関する科学的な評価を行っている気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 持続可能な開発に向けた戦略的な政策研究を行っている地球環境戦略研究機関 (IGES) 等の国際的な機関の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金 (161百万円) 地球環境戦略研究機関拠出金 (550百万円)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -9-(1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保 (下位目標4)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 南極環境保護法に基づく手続き率	%	集計中 (H16年度)	100 (-)
指標の解説(指標の算定方法) 確認申請及び届出で把握される南極渡航者数の日本人南極観光旅行者数に対する割合			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) ・地球環境局環境保全対策課資料(インターネット非公開) ・国際南極旅行協会資料(インターネット公開http://image.zenn.net/REPLACE/CLIENT/1000037/1000116/application/pdf/touristsbynationality_landed.pdf)	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 ・確認申請及び届出は法的義務であるため。			